

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考				
				<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>				
<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>		<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>						
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) <u>文書化した、品質方針及び品質目標の表明</u></p> <p>b) <u>以下の品質マニュアル</u>  <u>①本品質保証計画、②原子力品質保証規程 (Z-21)</u></p> <p>c) <u>JEAC4111</u> が要求する“文書化された手順” である以下の文書及び記録</p>		<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。<u>これらの文書は、原子力安全に対する重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u>また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 原子力品質保証規程</p> <p>c) <u>品質管理基準規則</u> が要求する“文書化された手順” である以下の文書及び記録</p>						
第3条の 関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	第3条の 関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管理箇所
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	<u>NI-12</u>	原子力安全・統括部	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	<u>AM-19</u>	内部監査室	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル</u>	<u>NI-11</u>	原子力安全・統括部	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>パフォーマンス向上基本マニュアル</u>	原子力安全・統括部

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前						変更後						備考
d) 組織内のプロセスの <u>効果的</u> な計画, 運用及び管理を確実に実施するために, 必要と決定した <u>記録を含む文書</u> ①以下の文書						d) 組織内のプロセスの <u>実効的</u> な計画, 運用及び管理を確実に実施するために, 必要と決定した <u>手順書, 指示書, 図面等を含む文書及び記録</u> ①以下の文書						原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則の改正 (H25.7.8 施行) に伴う変更 (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の規定の追加及び変更)
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以降の関連条文	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文		
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	<u>NI-17</u>	原子力安全・統括部	第10条	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条		
<u>5.5.3</u>	<u>5.5.3</u>	保安管理基本マニュアル	<u>NM-24</u>	原子力運営管理部	第6条～ <u>第9条</u>	<u>5.4.2</u>	<u>5.4.2</u>	<u>原子力リスク管理基本マニュアル</u>	<u>原子力安全・統括部</u>	<u>二</u>		
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	<u>NI-18</u>	原子力安全・統括部	—	<u>5.4.2, 7.1</u>	<u>5.4.2, 7.1</u>	<u>変更管理基本マニュアル</u>	<u>原子力安全・統括部</u>	<u>二</u>		
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	<u>NH-20</u>	原子力人財育成センター	第118条～第120条	<u>5.5.4</u>	<u>5.5.4</u>	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～ <u>第9条の3</u>		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	<u>NM-51</u>	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, <u>第87条, 第94条, 第95条, 第108条～第117条, 第120条, 第121条</u>	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	—		
		燃料管理基本マニュアル	<u>NM-52</u>	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, <u>第103条, 第104条, 第120条</u>	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条～第120条		
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	<u>NM-54</u>	原子力運営管理部	<u>第87条, 第87条の2, 第88条, 第89条, 第120条, 第121条</u>	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, <u>第88条, 第95条, 第96条, 第108条～第117条, 第120条, 第121条</u>		
		放射線管理基本マニュアル	<u>NM-53</u>	原子力運営管理部	第79条, 第86条, <u>第87条, 第87条の3, 第89条, 第92条～第105条, 第118条～第121条</u>			燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, <u>第104条, 第105条, 第120条</u>		
		<u>保守管理基本マニュアル</u>	<u>NM-55</u>	原子力運営管理部	<u>第90条, 第102条, 第107条, 第107条の2, 第120条</u>			放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	<u>第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条</u>		
<u>施設管理基本マニュアル</u>		原子力運営管理部	<u>第91条, 第103条, 第107条～第107条の6, 第120条</u>	放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部			第79条, 第86条, <u>第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条</u>				
<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>法令等の遵守に係る活動基本マニュアル</u>		原子力安全・統括部	<u>第2条の2</u>							
<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル</u>		原子力安全・統括部	<u>二</u>							

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション 基本マニュアル	<a href="#">NM-21</a>	原子力運営管理 部	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション 基本マニュアル	原子力運営管理部	—	原子力規制にお ける検査制度の 見直しに伴う変 更	
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	<a href="#">NE-16</a>	原子力設備管理 部	<a href="#">二</a>	7.3	7.3	設計管理基本マニ ュアル	原子力設備管理部	<a href="#">第107条の2</a>		
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	<a href="#">NE-14</a>	原子力設備管理 部	—	7.4	7.4	調達管理基本マニ ュアル	原子力設備管理部	—		
		原子燃料調達基本マニ ュアル	<a href="#">NC-15</a>	原子燃料サイク ル部	—			原子燃料サイク ル部	—			
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニ ュアル	<a href="#">NM-13</a>	原子力運営管理 部	第19条, 第21条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~ 第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第81条, 第84条, 第107条, 第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニ ュアル	原子力運営管理部	第19条, 第21条, 第22 条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39 条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第54 条, 第57条, 第60条, 第63条, <a href="#">第79条</a> , 第81 条, 第84条, <a href="#">第86条</a> , <a href="#">第88条</a> , <a href="#">第104条</a> , <a href="#">第105 条</a> , <a href="#">第107条</a> , <a href="#">第107条 の4</a> , <a href="#">第107条の5</a> , 第120 条		
		運転管理基本マニュアル	<a href="#">NM-51</a>	原子力運営管理 部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条~ 第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条			運転管理基本マニ ュアル	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27 条, 第39条, 第41条, 第51条~第54条, 第58 条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120 条		
(中略)						(中略)						
4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルとして本 <a href="#">品質保証計画</a> を含む「 <a href="#">Z-21</a> 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。						4.2.2 品質マニュアル (1)組織は、品質マニュアルとして本 <a href="#">品質マネジメントシステム計画に定める要求事項</a> を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。 (2)「 <a href="#">原子力品質保証規程</a> 」には、次の事項を含める。 a) <a href="#">品質マネジメントシステムの運用に係る組織</a> b) <a href="#">保安活動の計画, 実施, 評価及び改善</a> c) <a href="#">品質マネジメントシステムの適用範囲</a> d) <a href="#">品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報</a> e) <a href="#">品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</a>						

- ②発電所品質保証計画書
- ③要領, 要項, 手引等の手順書
- ④部門作成文書
- ⑤外部文書
- ⑥上記①②③④⑤で規定する記録

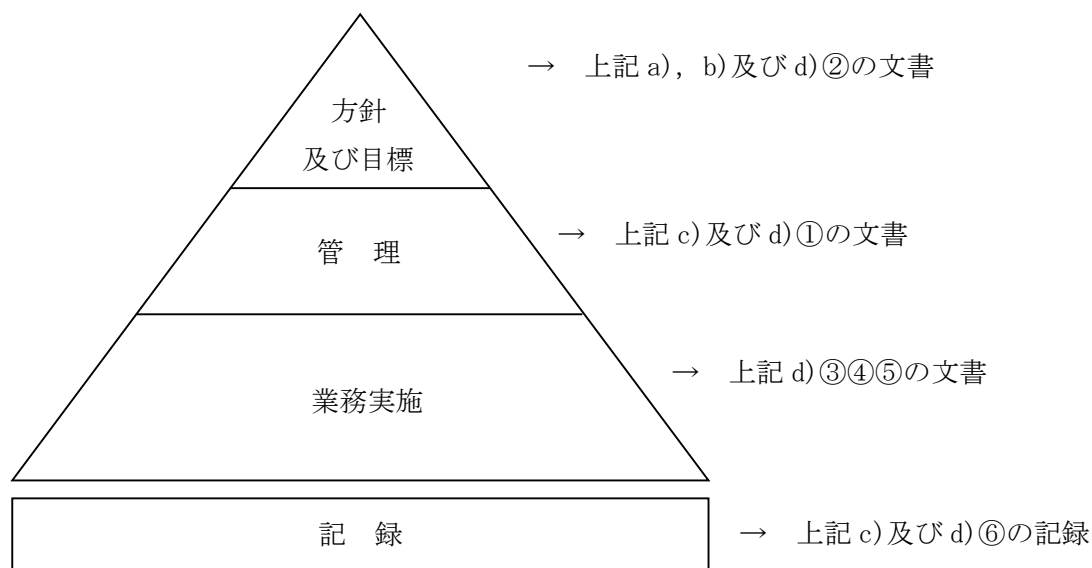


図 2. 品質マネジメントシステム文書体系図

#### 4.2.2 品質マニュアル

組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「Z-21 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。

#### 4.2.3 文書管理

(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。

(2) 次の活動に必要な管理を「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。

- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。
- b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
- c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。
- d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。